

重要事項説明書

あなたに対する介護老人保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令39号4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人錦秀会
主たる事業所の所在地	神戸市西区神出町勝成78-53
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 藪本 知里
電話番号	078-965-3433

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 たちばな苑 介護予防短期入所療養介護
施設の所在地	神戸市西区神出町勝成78-53
施設長名	土居 正典
電話番号	TEL 078-965-3433 FAX 078-965-2544
開設年月日	平成8年5月

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設	令和8年4月1日	2855280109	90人

4. 事業の目的

介護予防短期入所療養介護サービスは要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の主旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とする。

5. 事業の運営方針

当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

6. 通常の実業の実施地域

通常の実業の実施地域を神戸市、明石市、小野市、三木市とする

7. 施設の概要(以下のものは施設全体のものです)

敷地	34,136.87㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造5階建
	延べ床面積	5397㎡
	利用定員	90名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	8室	142.16㎡	17.77㎡

2人部屋	1室	19.98㎡	9.99㎡
4人部屋	20室	713.41㎡	8.91㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	特色
食堂・ダイニング	4ヶ所	463.62㎡	
機能訓練室	1	109.06㎡	
一般浴室	1	51.17㎡	
機械浴室	特殊浴槽1台他	89.89㎡	リフト浴槽2台

診察室	1	19.87㎡	
洗面所	1階 無し 2階1ヶ所 3階1ヶ所 4階1ヶ所	3.65㎡ 3.69㎡ 3.70㎡	ナースコール 車椅子対応洗面台
便所	1階2ヶ所 2階2ヶ所 3階2ヶ所 4階2ヶ所 5階1ヶ所	39.31㎡ 39.40㎡ 38.76㎡ 38.76㎡ 38.86㎡	ナースコール 車椅子対応洗面台

8. 職員体制

従業者の種類	員数	区 分				指定基準	保有資格
		常 勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1				
医 師	1			1			
薬剤師	0.3			0.3			
支援相談員	1	1	1				
介護支援専門員	1		2				
介護職員	22	28	2	2		3:1の必要数の 2/7が看護職員 5/7が介護職員	
看護職員	9	8		3			
管理栄養士	1	1					
理学療法士	1	1					
作業療法士	1	1					

9. 職員の勤務体制

従業者の職種	職務の内容	勤務体制	休日
施設長	事業の実施状況を的確に把握し、提供する介護サービスの質の向上と法令順守の徹底、及び従業者の管理監督、指導育成等施設の運営管理全般を統括する。	9:00～17:00	土・日・祝・年末年始
医 師	利用者の自立を支援する為に、医学的管理、合併症の予防、心身の機能の改善等について、適切な指導、助言を行う。	”	土・日・祝・年末年始
薬剤師	利用者に対し、服薬指導を行うと共に施設内の薬剤を管理する。	非常勤	
支援相談員	利用者の心身の状態及び家族関係を含めた生活環境を把握した上で、利用者及び家族より相談を受け、助言をすると共に福祉の専門員として他の専門職員との密接な連携・連絡を保つ。	”	土・日・祝・年末年始

看護職員	利用者の心身の状態を把握し、健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリテーション看護等を実践する。	9:00～17:00 16:45～9:15	ローテーション
介護職員	利用者の社会的背景や生活歴を把握した上で、看護職員との情報の共有化を図り、常に利用者の生活の質(QOL)の向上をめざし、利用者の立場に立った生活支援を行う。	7:00～15:00 9:00～17:00 11:00～19:00 16:45～9:15	ローテーション
管理栄養士	利用者個々の障害に合わせた食事形態の作成と、より豊かな食生活の確立をめざす。	9:00～17:00	土・日・祝・年末年始
理学(作業)療法士	利用者の心身の機能の評価を行い、日常生活動作(ADL)の改善を予測し、各職種へ必要な情報の提供と、援助技術の指導を行う。	〃	土・日・祝・年末年始
介護支援専門員	施設サービス計画を立案する等、ケアをマネジメントすると共に、各々の専門職が連携してその専門性を十分に発揮できるよう調整する等の役割を果たす。	〃	土・日・祝・年末年始

10. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付によるサービス

種類	内容	自己負担額
食事	食事時間 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 おやつ 15:00～15:30 夕食 18:00～19:00 食事場所 できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。	別添のとおり
排泄	自立排泄か、時間排泄か、おむつ使用かについては利用者の状況にあわせて対処します。	別添のとおり
入浴・清拭	入浴(原則として週2回以上) 入浴時間 9:00～16:00 入浴の出来ない日はタオルで清拭します。	
着替え	着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は1週間に1回行います。	
機能訓練	理学療法士・作業療法士による機能訓練を利用者様の状況にあわせて行います。	
娯楽等	当施設では、カラオケ・各種ゲーム等娯楽設備を整えております。	
介護相談	入所者及びその家族からのご相談に応じます。	別添のとおり
退所相談	退所後の在宅での生活について介護支援専門員が窓口となり、入所者及びその家族からの相談に応じます。	

※高額介護サービス費の制度

介護保険サービスにかかった費用の1割～3割は利用者負担ですが、その利用者負担が一定の上限金額(下記参照)を超えた場合には、高額介護サービス費として払い戻される制度です。【詳細は各役所にご相談ください】

区分	利用者負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満の方)	93,000円(世帯)
住民税非課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,000円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年受給者の方	24,600円(世帯)
・前年度合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

(2) 介護保険給付外サービス

(2) 食費及び居住費

種類	内 容	自己負担額			
		利用者負担			
食 費	< 食費 > 朝食 445円 昼食 500円 夕食 500円 < 食事場所 > できるだけ離床して食堂でお食ください。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください	基準費用額		日額(円)	1,445
		負担限度額	第1段階	日額(円)	300
			第2段階	日額(円)	600
			第3段階①	日額(円)	1,000
			第3段階②	日額(円)	1,300
居住費 従来型個室	個室 10室 一人当たりの面積 12.15㎡	基準費用額		日額(円)	1,728
		負担限度額	第1段階	日額(円)	550
			第2段階	日額(円)	550
			第3段階①	日額(円)	1,370
			第3段階②	日額(円)	1,370
居住費 多床室	4人部屋 35室 一人当たりの面積 8.31㎡	基準費用額		日額(円)	437
		負担限度額	第1段階	日額(円)	0
			第2段階	日額(円)	430
			第3段階①	日額(円)	430
			第3段階②	日額(円)	430

サービスの種類	内 容	自己負担額
日常生活費	ティッシュ、トイレトペーパー、ボディソープ 石鹸、シャンプー等	100円/日
理容・美容	外部業者に委託	カット 1,800円
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、 誕生会、花見、歌の集い等の行事を用 意しております。参加されるか否かは任 意です。	実費負担
洗濯	下着、パジャマ等の衣類はリース契約に 応じて洗濯を行います。 当施設での洗濯は致しません。	実費負担

※医療費について

当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては、介護保険サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や受診により対応し医療保険適用により別途自己負担をしていただきます。

◇ 利用料のお支払方法・期日

お支払方法

- ① 現金で窓口支払い(日・祝 12/30～1/3は除く)
- ② 当苑指定(下記口座)の口座へのお振込み(振込手数料はご家族様ご負担となります)

【振込先】

みなと銀行 三木支店 普通

口座番号:1557132

口座名義:医療法人 聖和錦秀会 介護老人保健施設 たちばな苑

お支払期日

当該月分を翌月15日前後に、ご指定先へ請求書を発送させていただきますので25日までにお支払いをお願いします。

領収書の交付

利用料等の支払いを受けたときは、領収書を交付します。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	三木山陽病院
院長名	森田 須美春
所在地	三木市志染町吉田1213-1
電話番号	0794-85-3061
診療科目	内科・整形外科・リウマチ科・人工透析科・リハビリテーション科
入院設備	有り

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ハローデンタルクリニック
院長名	永谷 俊介
所在地	三木市緑が丘東町2丁目1-3-2F
電話番号	0794-84-3371
入院設備	無し

13. 相談・苦情等申し立て先

○当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室（窓口担当者:介護支援専門員 支援相談員 電話 078-965-3433）までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱でも同様に受付いたしておりますのでご利用ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

利用者からの苦情を処理する為の措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の配置

相談、苦情に関する常設窓口として、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設けている。

<input type="checkbox"/> 当施設 (常設窓口)	苦情受付担当者 支援相談員 事務長 苦情解決責任者 施設長 住 所:神戸市西区神出町勝成78-53 電話番号:078-965-3433 FAX番号:078-965-2544 (月～土(日・祝日除く)) 9:00～17:00
<input type="checkbox"/> 兵庫県	兵庫県国民保健団体連合会(介護サービス苦情相談窓口) 住 所:神戸市中央区三宮町1-9-1 電話番号:078-332-5617 (平日 8:45～17:15)
<input type="checkbox"/> 神戸市	神戸市福祉局 監査指導課 住 所:神戸市中央区加納町6-5-1 電話番号:078-322-6242 平日 8:45～12:00、13:00～17:30
<input type="checkbox"/> 神戸市	神戸市消費生活センター(契約についてのご相談) 電話番号:078-371-1221 (平日 9:00～17:00)
<input type="checkbox"/> 神戸市	●養介護施設従事者による高齢者虐待通報専用電話 神戸市福祉局 監査指導課内 住 所:神戸市中央区加納町6-5-1 電話番号:078-322-6774 平日 8:45～12:00、13:00～17:30
保険者が上記以外の市区町村の相談窓口	各市区町村介護保険担当 名 称: _____ 住 所: _____ 電話番号: _____

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- (1)苦情又は相談があった場合は、先ず状況の聞き取りや居室訪問をする等、利用者の状況の把握を優先し、相談又は苦情申し出に至った事情を確認する。
- (2)苦情受付担当者は、把握・確認した状況を解決責任者又は然るべき管理職に報告し、対応を決定する。
- (3)決定された対応内容に基づき、速やかに関係者への連絡調整を行い、利用者及び家族に結果を報告する。

3. 匿名の苦情への対応を行うための処理体制・手順

- | | |
|-------------|-------------------|
| 意見箱・苦情箱等の設置 | 有 |
| 設置場所・設置箇所数 | 1箇所 1階フロア |
| 対応結果の公表 | 有(公表方法:苑内の掲示板に掲載) |

4. その他参考事項

- (1)当施設にて処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を、利用者の立場に立って検討・対応する。
- (2)行政の相談窓口も本紙面に掲載し、施設内に掲示し、利用者又はご家族に配布し説明する。

14. 事故発生の防止及び発生時の対応

○当施設は安全且つ適切に質の高い介護・医療サービスを実施するために、事故発生の防止の為の指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故等が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じる。

- 1 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関 協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 2 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

15. 身体拘束の原則禁止

当施設は、介護保険施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

○身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又は家族の了承を得るものとします。

○当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

16. 虐待の防止について

○当施設は、入所者(利用者)等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2)成年後見制度・地域福祉権利擁護事業等の利用を支援します。
- (3)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4)虐待防止に係る委員会を設置し、3ヶ月に1回開催しています。
- (5)高齢者虐待に関する相談窓口

当施設	担当責任者 窓口担当者	施設長 支援相談員・事務長
		電話 078-965-3433
神戸市の窓口 (施設内における高齢者虐待に関する窓口)	神戸市福祉局	監査指導課内 電話 078-322-6242 (平日8:45~12:00、13:00~17:30)
神戸市の窓口 (要介護施設従事者による高齢者虐待通報専用電話)	神戸市福祉局	監査指導課内 電話 078-322-6774 (平日8:45~12:00、13:00~17:30)
	大慈あんしんすこやかセンター	電話 078-990-4165

神戸市西区 相談窓口 (地域包括支援センター)	ながさかあんしんすこやかセンター	電話 078-974-8076
	押部あんしんすこやかセンター	電話 078-998-3020
	神港園シルビアあんしんすこやかセンター	電話 078-964-2481
	ハーベスピア西神あんしんすこやかセンター	電話 078-996-2376
	岩岡あんしんすこやかセンター	電話 078-969-2775
	玉津あんしんすこやかセンター	電話 078-926-1813
	西在宅福祉センター	電話 078-961-1299

17. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設 消防計画」により対応を行います。
近隣との協力関係	併設病院神出病院と非常時の相互の応援を約束しています。
防火教育・消防訓練	別途定める「介護老人保健施設 消防計画」により年2回夜間及び昼間を想定した基本訓練(消火・通報・避難)を入所者の方も参加して実施します。 非常災害用設備 ・ 消防設備の使用方法的徹底(随時)
防災設備	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・防火シャッター 屋内消火栓・非常通報装置・漏電火災報知機・非常用電源を設置しています。 カーテン等は防火性能のあるものです。
消防計画等	防火管理者 松本 直樹

18. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9:00～17:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けて下さい。 面会票への記入をお願いいたします。 (感染症の流行等の理由で直接面会を制限する場合がございます)
外出・外泊	利用者様の精神面の安定維持と、在宅復帰を検討していく上で、 外出・外泊のご協力をお願いします。 また、外出・外泊の際には必ず責任者と行き先と帰苑時間を届書にて職員に申し出て下さい。(帰苑は17:00までをお願いします) (感染症の流行等の理由で外出・外泊を制限する場合がございます)
外泊・外出時の受診	外出・外泊中は原則として病院の受診は出来ません。 但し、急変時等は病院受診時必ず当苑へ連絡して下さい。 また、受診された病院で必ず「老人保健施設に入所しています」と、伝えて下さい。
薬等	入所前にかかりつけの病院の情報を知らせて下さい。 当苑にない薬(内服・軟膏・目薬)に対しては主治医と検討します。 また、ケアマネ・支援相談員に相談してください。
面会時差し入れ	居室での飲食は出来ません。1階フロアのみ可です。 但し利用者様の食べられる量のみ可。(症状により制限ある時あり) 残った時は全部持って帰って下さい。 机の中に置いておかないで下さい。 尚、感染等発生時は施設の指示に従って下さい。

居室・設備	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って下さい。
エレベーター利用上の注意事項	エレベーターのご利用時は利用者様の乗り込みにご注意下さい。 ボタンの操作についても安全確認をお願いします。 乗降について不明点がありましたら職員迄お知らせ下さい。
器具の利用	これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合がございます。
喫煙	平成19年1月より全館禁煙です。
貴重品・私物	貴重品はできるだけ持ち込まないようお願いします。 なお、私物の管理は利用者様でお願いします。 私物の紛失等についての責任は負いかねます。
タオル	主に入浴日に施設より提供しています。 又、必要があれば随時お渡します。
衣類	私服は原則ご家族様の管理でお願いします。 リースのご利用はご家族様と外部業者の契約になります。 衣類は汚れたりした場合は随時交換致します。
所持品・現金等の管理	原則として施設ではお預かりしていません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また むやみに他入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。